

社福第1015001号
令和6年10月15日

社会福祉法人
豊後大野市社会福祉協議会
会長 後藤 政美 様

豊後大野市長 川野 文敏



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号イ(2)に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間) 令和6年11月1日 から 令和11年10月31日 まで